

香川県条例第62号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(結核患者訪問手当)</p> <p>第12条 結核患者訪問手当は、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「<u>感染症予防法</u>」という。）第53条の14の規定により訪問して行う指導の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>感染症予防法第6条第2項から第5項までに規定する感染症その他これらに準ずる感染症として人事委員会規則で定めるもの（以下「<u>感染症</u>」という。）</u>に関し面接して行う<u>感染症予防法第15条第1項の規定による質問若しくは調査又は感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護若しくは移送若しくは当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業</u></p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(結核患者訪問手当)</p> <p>第12条 結核患者訪問手当は、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14の規定により訪問して行う指導の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第22条 特殊現場作業手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項までに規定する感染症その他これらに準ずる感染症として人事委員会規則で定めるものの病原体に汚染されている区域において行う患者の看護若しくは当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は入院のための患者の移送</u></p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。